

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年4月3日

長崎県立諫早農業高等学校長 市丸 智基

1 競争入札に付する事項

- (1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（業務番号1号）
- (2) 委託案件の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
長崎県諫早市小川町 諫早農業高等学校 寺峰農場
- (5) 入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とする。消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 競争入札の参加者の資格等（令和8年長崎県立諫早農業高等学校告示第1号）により、入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) 〒854-0043 諫早市立石町1003番地
(名称) 長崎県立諫早農業高等学校
(電話) 0957-22-0050

4 入札参加条件

当該役務を迅速かつ確実に履行できると認められる者であること。

- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒854-0043 諫早市立石町1003番地
(名称) 長崎県立諫早農業高等学校
(電話) 0957-22-0050
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
(2) 入札説明書は、この公告の日から5に掲げる場所において交付する。
- 8 入札の日時及び場所
令和8年4月16日 午前11時 諫早農業高等学校管理棟1階小会議室
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の学校に確認すること。
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の算定の基礎となる金額は、1㎡当たりの単価に予定数量69㎡をかけた年間予定金額とする。
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に締結した同種、同規模の契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する場合。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行証明(2件以上)を提出する場合。
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
- 12 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

1 3 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかであった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等らの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

1 4 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

長崎県立諫早農業高等学校告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第6号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年4月3日

長崎県立諫早農業高等学校長 市丸 智基

1. 競争入札に付する事項

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（有機汚泥）

2. 競争入札参加者の資格要件

処理を委託する産業廃棄物に関する許可を有する収集運搬事業者及び処分事業者による産業廃棄物処理業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

ただし、処分事業者が収集運搬業務を行う場合又は収集運搬事業者が処分業務を行う場合はこの限りではない。

なお、この場合における処分事業者又は収集運搬事業者は、各業務において、当該業務に関わる他の共同企業体の構成員となることができない。

(1) 共同企業体としての資格要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体は、8者以内で構成するものとする。

ただし、各構成員は、各業務において当該業務に係わる他の共同企業体の構成員となることができない。

ウ 8者以内が分担する業務は、産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務とする。

(2) 業務形態

業務形態は業務分担方式とし、その旨が共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 共同企業体の代表者

ア 代表者は、この告示の前日に長崎県内に本社を有している者であること。

イ 代表者の名称が、共同企業協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体協定書

共同企業体の協定書は、様式第3号に示された「共同企業体協定書」によるものであること。

(5) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格要件

ア 収集運搬業務を分担する構成員の要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）による産業廃棄物の収集・運搬業務の許可を有する者。

イ 産業廃棄物処理業務を分担する構成員の要件

廃棄物処理法による産業廃棄物の処分業の許可を有し、長崎県内において処分可能な者

3 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式 1 号。以下「申請書」という。）添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札期日までの間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2) に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の期間
この告示の日から令和 8 年 4 月 10 日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請者は、この告示の日から (5) に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
申請書に次の書類を添え、(5) に掲げる場所に提出すること（構成員ごとに作成すること）
 - ア 法人にあっては、登記簿謄本
 - イ 個人にあっては次の（ア）及び（イ）
 - （ア）本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書
 - （イ）指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

カ 印鑑届（様式2号）

キ 産業廃棄物（有機汚泥）収集・運搬及び処分業務に係る受諾実績（任意様式）

ク 申請書に係る許可の保有状況等に関する調べ

産業廃棄物（有機汚泥）収集運搬業務許可証の写、処分業務許可証の写

ケ 共同企業体協定書（様式第3号）（ただし、共同企業体による申請の場合に限る）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書に入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒854-0043 諫早市立石町1003番地

（名称）長崎県立諫早農業高等学校

（電話）0957-22-0050

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

6の共同企業体としての競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該業務に係る契約相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 資格の取り消し等

(1) 構成員のいずれかが、3の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 構成員のいずれかが、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

(別紙1)

一般競争入札説明書

(「産業廃棄物収集/運搬及び処分業務委託」業者募集要項)

令和8年4月入札実施

長崎県立諫早農業高等学校

TEL : 0957-22-0050

資料内容

1	入札による契約までの流れ	1 枚
2	一般競争入札参加要領	4 枚
3	仕様書	1 枚
4	入札の関係様式	
	競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)	1 枚
	使用印鑑届(第2号様式)	1 枚
	共同企業体協定書(第3号様式)	2 枚
	入札書(第4号様式)	1 枚
	入札用封筒(第5号様式)	1 枚
	委任状(第6号様式)	1 枚
5	入札日に持参する書類等チェックリスト	1 枚
6	契約書(案)	8 枚
		計 22 枚

〈入札による「産業廃棄物（有機汚泥）収集運搬及び処分業務委託」の流れ〉

①入札の公告
令和8年4月3日（金）



②資料の配布等
令和8年4月3日（金）
～令和8年4月10日（金）16時
※ 公告日以降



③申込受付期間
（諫早農業高等学校まで持参又は郵送）
令和8年4月6日（月）
～令和8年4月10日（金）16時



④入札資格の確認



⑤入札
令和8年4月16日（木）
午前11時
長崎県立諫早農業高等学校小会議室



⑥開札、落札者決定



⑦契約締結
令和8年4月22日（水）までに

①入札の公告等

玄関掲示、長崎県のホームページへの掲載等

②入札関係資料の配布（本案内書）

入札参加申込書ほか関係書類を配布します。
学校、長崎県のホームページより取得

③申込み

一般競争入札参加申込書（様式第1号）ほか関係書類の提出（郵送の場合は、簡易書留により、期限内に必着。）

④入札資格の確認

申し込み後、県から確認の通知を行います。

⑤入札

入札書（第4号様式）

〔 入札保証金（入札額の5%以上）、入札者の印鑑、委任状（代理人が入札する場合）等必要書類を持参してください。 〕

⑥開札、落札者決定

入札締切後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

⑦契約締結（入札日から5日以内 県の休日を除く）

県と落札者で、契約を締結します。

〔 契約保証金（契約額の10%以上。入札保証金を契約保証金に充当する場合は、その差額。）を納入してください。 〕

一 般 競 争 入 札 参 加 要 領

(産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託)

長崎県立諫早農業高等学校

長崎県立諫早農業高等学校では、産業廃棄物（有機汚泥）収集運搬及び処分業務委託の一般競争入札を行いますので、参加される方は、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

- (1) 産業廃棄物（有機汚泥）収集運搬及び処分業務委託
諫早市小川町 1296-1 寺峰農場
畜産排水処理施設の汚泥貯留槽の有機汚泥を産業廃棄物収集車で収集し、処分場まで運搬し法令に従って適正に処分する業務。
- (2) 業務期間
契約日から令和9年3月31日までとします。
- (3) (2)の期間の汚泥の量が確定していないため、1㎡あたりの単価契約とします。
(1)の作業の第1回目は排水処理施設の蓄積状況に応じ、落札者と協議の上決定します。その後は、第1回目を起点として原則約1か月間隔で行います。
その他の事項は別添「仕様書」のとおりとします。

2 競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された者で当該制限が決定された日から2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあつては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 産業廃棄物（有機汚泥）収集運搬及び処分業務について長崎県知事の許可があること。収集運搬・処分の許可を持つ事業所が異なる場合は「長崎県財務規則」に基づく共同企業体を構成し、代表構成員が入札に参加すること。(別紙:「共同企業体協定書」による)
- (9) 長崎県税に関し、未納がないこと。
- (10) 下記3により、あらかじめ入札の参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所及び配布期間

長崎県HP「入札情報」からも取得できます。

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年4月3日(金)から 令和8年4月10日(金)まで ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～12:00、13:00～16:00	令和8年4月6日(月)から 令和8年4月10日(金)まで ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～12:00、13:00～16:00	諫早市立石町1003番地 長崎県立諫早農業高等学校 事務室 電話 0957-22-0050

(2) 提出書類 (提出部数各1部：共同企業体においては①以外は構成員ごとに作成すること。)

	提出書類	法人	個人	備考
①	競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)	○	○	②、③の書類は、応募申込日前3月以内に発行されたもの(その写しでも可)に限ります。
②	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明)	○		
③	本籍地の市町村長が発行する身分(元)証明書及び指定法務局が発行する成年後見人登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書		○	
④	使用印鑑届(第2号様式)	○	○	
⑤	長崎県税に関する納税証明書(未納がない証明)	○	○	
⑥	消費税及び地方消費税課税業者にあつては未納がないことを証明する証明書	○	○	
⑦	産業廃棄物(有機汚泥)収集運搬及び処分許可証(写)	○	○	
⑧	⑦の許可証の事業所が異なる場合 共同企業体協定書(第3号様式)	○	○	

(3) 関係書類の提出方法

申込書等受付期間内に上記受付場所へ提出してください。(郵送による場合は、簡易書留により、令和8年4月10日(金)16時必着)

(4) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

業務番号	施設名	入札日時	入札場所
1	諫早農業高等学校 寺峰農場排水処理施設	令和8年4月16日(木) 11:00	長崎県立諫早農業高等学校 管理棟1階小会議室

※ 入札開始時刻に遅れた場合、原則入札不参加扱いとします。

※ 入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は入札を延期することがありますので、事前に各物件の問い合わせ先に確認してください。

(2) 入札保証金

入札保証金の算定の基礎となる金額は、1㎡当たりの単価に予定数量69㎡をかけた年間予定金額とする。

① 入札に当たっては、入札保証金(入札見積金額の100分の5以上に相当する金額で、現金又は支払

地が県内で銀行が振出人である小切手に限ります。)を納付してもらいます。

②県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出することで契約保証金に代えることも可能です。

③入札日の前日から前々度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に締結した同種、同規模の契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する場合

②③については事前に審査しますので入札審査資格確認の通知を受けてから入札日事前にご提出ください。審査が通らない場合は入札時に入札保証金を現金若しくは小切手で納付してください。

④ 入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

⑤ 入札保証金は、その受入期間については利息は付けません。

(3) 入札方法等

① 入札は、入札書(第4号様式)及び入札用封筒(第5号様式)に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。(郵送による入札は認めません。)

② 入札書(第4号様式)は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

③ 入札書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を記載してください。

④ 代理人により入札する場合は、委任状(第6号様式)を提出の上、入札書には代理人が押印(委任状に押印した代理人の印鑑)して提出してください。(委任状の提出のない場合は、入札が無効になります。また、代理の場合は、本人でなく、代理人の記名・押印になりますので御注意ください。)

⑤ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑥ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

5 落札者の決定

(1) 開札

開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。

なお、入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない県職員を立ち合わせます。

(2) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

② 入札者が法令の規定に違反したとき。

③ 入札者が連合して入札したとき。

④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

⑦ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

⑧ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

⑨ 入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

⑩ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。

⑪ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(3) 落札者の決定

- ① 落札者は、県が前もって設定した予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者とします。
- ② 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ③ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない長崎県職員に引かせます。
- ④ 1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行います。
- ⑤ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。

6 契約

(1) 契約の締結

- ① 別案契約書（第7号様式）により契約を締結しますが、落札決定の日から5日（県の休日を除く）以内（令和8年4月22日（水）まで）に契約を行わなければなりません。
- ② 落札者が期限内に契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は長崎県に帰属することになります。
- ③ 契約は、長崎県が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。
- ④ 契約に要する費用は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

契約保証金の算定の基礎となる金額は、1 m³当たりの単価に予想数量69 m³をかけた年間予定金額とします。

- ① 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県に支払わなければなりません。
- ② 落札者が納入した入札保証金は、申出により契約保証金に充当できます。
この場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を納付しなければなりません。
- ③ 契約保証金は、業務に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ④ 契約保証金は、契約期間が満了し、業務の適正な履行を確認後、落札者の請求に基づき返還します。
- ⑤ 契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

契約保証金は次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を免除することができます。

- ⑥ 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ⑦ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に締結した同種、同規模の契約を締結したことの証明（2件以上）を提出する場合

7 その他

(1) 現地確認

事務室に連絡のうえ、開校時間（土・日・祝日を除く 8:30～17:00）に現地を確認していただいで結構です。

(2) その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）及び長崎県の指示によることとします。

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務仕様書

諫早農業高等学校

- 1 業務内容 諫早農業高等学校寺峰農場畜産排水処理施設より排出される有機汚泥の収集・運搬及び処分を行う。
- 2 履行期間 契約日 ~ 令和9年3月31日
- 3 業務場所 諫早市小川町1296-1 諫早農業高等学校寺峰農場
- 4 産業廃棄物の種類及び数量 有機汚泥 年間予定数量 69m³
※第1回目は排水処理施設の蓄積状況に応じ、落札者と協議の上決定します。その後は、第1回目を起点として原則約1か月間隔で搬出を行う。
- 5 業務範囲
 - ①諫早農業高等学校内、寺峰農場内の産業廃棄物の収集・運搬処分までの処理業務とする。
 - ②産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
 - ③収集場所等においては、取り残しがないよう最低限の清掃を行うこと。
- 6 安全対策
 - ①学校内・農場内での収集・運搬作業に際しては、安全確保に注意を払うこと。
 - ②作業中の事故等については、諫早農業高等学校側は無関係とするので、学校職員・生徒や来客者に対する安全対策や保険等必要な措置をとること。
 - ③火気取扱には特に注意し、学校敷地内は禁煙とする。
- 7 産業廃棄物税相当額について
当該契約により排出され、長崎県又は他県の焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物については、産業廃棄物税相当額を委託料の積算に計上しているため、長崎県又は各県・政令市の産業廃棄物税条例に従い適正に処理すること。
- 8 損害賠償
本契約の履行過程において、建物及び従属物等に対し、請負者の責により損傷、破損、遺失等の損害を与えた場合は、建物及び従属物については、原型復旧するものとする。
- 9 業務報告
請負者は、処分作業が完了したときは、直ちに業務終了報告書（写真添付）を提出すること。収集・運搬業務は、マニフェストB2で、処分業務についてはマニフェストD票に替えることができる。なお、業務の最終的な報告としてマニフェストE票は必ず提出すること。
- 10 その他
本業務を履行するために必要と認められる事項は、協議の上、適宜実施するものとし、本仕様書に明記なき事項については、適宜学校係員の指示により実施するものとする。

第1号様式

競争入札参加資格申請書

令和 年 月 日

長崎県立諫早農業高等学校 市丸 智基 様

(申込者) 住所又は所在地

氏名又は名称

印

及び代表者名

令和8年4月16日に実施される下記「産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託」の入札に参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申し込みます。

また、県のホームページ等に決定金額及び事業者名を掲載することに同意します。

なお、この申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加を希望する案件

令和8年度 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

業務 番号	施設名	所在地	業務場所
1	長崎県立諫早農業 高等学校	諫早市立石町 1003番地	諫早市小川町 1296-1 諫早農業高等学校寺峰農場内 畜産排水処理施設 汚泥貯留槽

2 添付書類 (提出する書類に○を付けてください。)

- 商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (コピーで可)・・・法人
- 住民票 (コピーで可)・・・個人
- 使用印鑑届 (様式第2号)
- 長崎県税に関する納税証明書 (未納がないことの証明) (コピーで可)
- 消費税及び地方消費税課税に関する未納がないことを証明する証明書 (課税業者のみ)
- 産業廃棄物 (有機汚泥) 収集・運搬及び処分業務の実績を証明する書類 (任意様式)
- 業務に必要な許可書の写し
- 共同企業体協定書・・・共同企業体の場合 (収集・運搬及び処分業務許可が全てある場合は単独での契約となるため不用です。)

3 担当者名等 (県から問い合わせ等を行う場合がありますのでご記入ください。)

担当者名

所属部署

電話番号

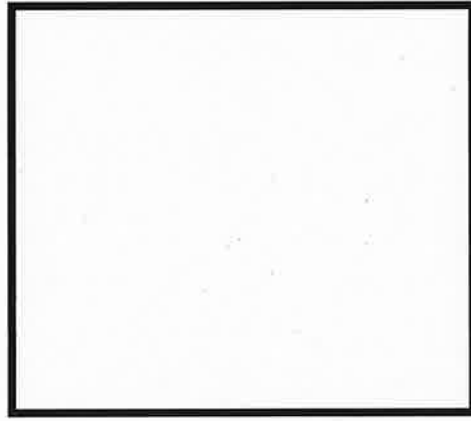
F A X

電子メール

備考 商業・法人登記簿謄本、住民票、長崎県税に関する納税証明書は、入札申込日前3月以内に発行されたもの (その写しで可) としてください。

第2号様式

使 用 印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県立諫早農業高等学校長 市丸 智基 様

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一 長崎県発注に係る産業廃棄物処理委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「処理業務」という。）

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当該共同企業体は、共同企業体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期と及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、令和9年3月31日までの間は解散することはできない。

2 処理業務を受託することができなかつたときは、共同体は前項の規定にかかわらず、当該処理業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

会社名

県 市 町 番地

会社名

(代表者の名称)

第6条 共同体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、処理業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、入札、見積、契約の締結、業務委託料の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の処理業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

産業廃棄物収集運搬業務 会社名

産業廃棄物処分業務 会社名

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、処理業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務も進捗を図り、委託契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 共同体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通経費の分担)

第 13 条 本事業を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務量の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は共同体が処理業務を完了する日まで脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定に定めない事項)

第 19 条 この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

会社名 外 社は、上記のとおり 共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 8 年 月 日

住所

社名

住所

社名

第4号様式

入 札 書

令和 年 月 日

長崎県立諫早農業高等学校長 市丸 智基 様

入札者 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者名)

代理人 住 所
氏 名 印

一般競争入札参加要領記載の事項及び契約書の約定を承知し、下記のとおり入札します。

記

業務番号 1
入札名 産業廃棄物収集・運搬及び処分に係る入札
業務期間 契約日から令和9年3月31日

入札金額 (1 m ³ 当たりの単価)	¥ _____
-----------------------------------	---------

- 備考
- 1 入札金額は、1 m³当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を記入してください。
 - 2 入札金額は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできません。
 - 3 入札者本人により入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印（届出済みの印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
 - 4 代理人により入札する場合は、代理人は、委任者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入（押印不要）したうえ、代理人の住所、氏名欄に記名押印（委任状に押印した印鑑）してください。

第5号様式

(入札用封筒)

(表面)

業務番号 1

入札名：産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託に係る入札

入 札 書

氏 名

第6号様式

委 任 状

令和 年 月 日

長崎県立諫早農業高等学校長 市丸 智基 様

委任者 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、次の者を代理人として定め、下記物件の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任いたします。

代理人 住 所

氏 名

印

令和8年度 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

業務 番号	施設名	所 在 地	業務場所
1	長崎県立諫早農業 高等学校	諫早市立石町 1003番地	諫早市小川町 1296-1 諫早農業高等学校寺峰農場内 畜産排水処理施設 汚泥貯留槽

- 備考 1 委任者の印鑑は届出済みの印鑑を使用して下さい。
2 代理人の印は、代理人が入札で使用する印（認印可）を押印して下さい。

入札日に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	当日会場に来られる方	持参すべき書類等
個人の場合	本人	<input type="checkbox"/> 印鑑（届出済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは支払地が県内で銀行が振出人である小切手） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは支払地が県内で銀行が振出人である小切手） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 委任状
法人の場合	代表権を有する者	<input type="checkbox"/> 法人（会社・団体等）の印鑑（届出済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは支払地が県内で銀行が振出人である小切手） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは支払地が県内で銀行が振出人である小切手） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 委任状

（注） 提出された書類は返還いたしませんのでご了承ください。

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約書（案）

[収集運搬及び処分用]

排出事業者 長崎県立諫早農業高等学校 校長 市丸 智基 : (以下「甲」という。)と、
収集運搬及び処分業者

: (以下「乙」という。)は、甲の事業場：長崎県立諫早農業高等学校寺峰農場内から排出される産業廃棄物（有機汚泥）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. 委託事項

甲は、乙に対し、甲の事業場：長崎県立諫早農業高等学校寺峰農場内から排出される産業廃棄物（有機汚泥）の収集・運搬及び処分業務を委託する。

2. 乙の事業範囲

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市	:	
許可の有効期限	:	
事業範囲	:	
許可の条件	:	
許可番号	:	

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市	:	
許可の有効期限	:	
事業区分	:	
産業廃棄物の種類	:	
許可の条件	:	
許可番号	:	

3. 委託する産業廃棄物の種類、数量

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

種類	予定総数量
汚泥（有機汚泥）	69 m ³

4. 処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	:	
所在地	:	
処分の方法	:	
施設の処理能力	:	

事業場の名称	:	
所在地	:	
処分の方法	:	
施設の処理能力	:	

5. 最終処分先等の場所、方法及び処理能力

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。通常は熔融スラグ化、又は中間処理委託しセメント原料とするが、不測の事態に備え埋立処分も記載。

許可番号	事業場の名称	事業場所在地	最終処分方法	施設の処理能力

6. 積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条（委託期間）

この契約の期間は令和8年4月 日から令和9年3月31日までとする。

第4条（委託料）

甲は、乙に対し、第2条第1項の委託に要する経費（「委託料」という。）を 1 m³当たり 金 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。なお、比重換算係数を1（1 m³=1 トン）とし、計量器による重量で委託料を算出するものとする。

第5条（委託料の支払方法）

1. 乙は、月毎に委託業務終了報告を行い、第11条第2項に定める検査に合格したときは、甲に対して委託料の請求をすることができる。その際、算出した合計額の1円未満は切り捨てるものとする。
2. 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、これを受領した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

第6条（契約保証金）

乙が納付すべき契約保証金は する。

第7条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供の関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格C 0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱の注意事項
2. 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第8条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委任の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第9条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第10条 (権利義務の譲渡等)

1. 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
2. 甲の対価の支払による弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前（「長崎県の休日定める条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査入力を行っているものについて、生ずるものとする。

第11条 (委託業務終了報告及び検査)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2票、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。また、E票については、業務の最終的な報告として必ず提出しなければならない。
2. 甲は前項の業務終了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

第12条 (業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
2. 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第13条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第7条第2項、前条の場合も同様とする。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第15条（甲の任意解除権）

1. 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2. 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第16条（甲の催告による解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第17条（甲の催告によらない解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の業務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行された債務の一部のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第18条（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第19条（暴力団等の排除に係る契約解除）

1. 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。
2. 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
3. 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
4. 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第20条（乙の催告による解除権）

乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第21条（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

第22条（解除に伴う措置）

1. 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲が利益を受けるものとして完了確認をした業務の既済部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。
2. 甲は、業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第23条（甲の損害賠償請求等）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第16条又は第17条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第16条又は第17条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
4. 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
5. 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、代金に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を乙に請求することができるものとする。
6. 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第24条（乙の損害賠償請求等）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1)第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行不能であるとき。

2. 甲の責めに帰すべき事由により、第5条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

第25条（指導及び監督）

甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

第26条（協議）

この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 長崎県諫早市立石町1003
長崎県立諫早農業高等学校
校長 市丸 智基

印

乙

印